

○厚生労働省令第百五十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の十六」を「第三十八条の十八」に改める。

第二条第一項第三号中「30まで」の下に「、31の2」を、「第三十号まで」の下に「、第三十一号の二」を加え、同条第三項中「別表第三第三号10」を「別表第三第三号9」に改める。

第二十九条中「若しくは第三十八条の十三第一項第二号」を「、第三十八条の十三第一項第二号、第三十八條の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号」に改める。

第三十六条第三項中「30」の下に「、31の2」を加える。

第三十六条の二第一項中「31」を「31の2」に改め、同条第三項中「若しくは30」を「、30若しくは31の2」に改める。

第三十八条の三中「30」の下に「、31の2」を、「第三十号」の下に「、第三十一号の二」を加える。

第五章の二中第三十八条の十六の次に次の二条を加える。

(一・三―ブタジエン等に係る措置)

第三十八条の十七 事業者は、一・三―ブタジエン又は一・三―ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三―ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、

局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨

ロ 一・三―ブタジエン等の人体に及ぼす作用

ハ 一・三―ブタジエン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

三一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三―ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（硫酸ジエチル等に係る措置）

第三十八条の十八 事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有す

る製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気が発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨

ロ 硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用

ハ 硫酸ジエチル等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

三 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 硫酸ジエチル等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

第五十三条中「特別管理物質関係記録等報告書」を「特別管理物質等関係記録等報告書」に改める。

別表第一中第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

別表第二中第八号を削り、第九号を第八号とする。

様式第六号備考6中「特定化学設備等局所排気装置等摘要書（様式第10号）」を「局所排気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第25号）」を、プッシュプル型換気装置がある場合には、プッシュプル型換気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第26号）」に改める。

様式第十一号中「第53条」を「第38条の17、第38条の18、第53条」に、「特別管理物質関係記録等報告書」を「特別管理物質等関係記録等報告書」に、「特別管理物質の」を「特別管理物質等の」に改める。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第三項中「二十の項」を「二十の三の項」に改める。

別表第七の二十の項の次に次のように加える。

<p>二十の二 特化則第三十八条の十七第一項の一・三―ブタジエン等（以下この項において「一・三―ブタジエン等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>	<p>一 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業の概要</p> <p>二 一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p> <p>三 全体換気装置にあつては、型</p>
	<p>一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>二 作業場所の全体を示す図面</p> <p>三 一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面</p> <p>四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排</p>

<p>二十の三 特化則第三十八条の十八第一項の硫酸ジエチル等（以下この項において「硫酸ジエチル等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるもの</p>	
<p>一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業の概要</p> <p>二 硫酸ジエチル等の蒸気が発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構</p>	<p>式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p>
<p>一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>二 作業場所の全体を示す図面</p> <p>三 硫酸ジエチル等の蒸気が発</p>	<p>気装置摘要書（様式第二十五号）</p> <p>五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）</p>

を除く。)

造の概要及びその機能

三 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能

散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面

四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号）

五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）

様式第二十号備考2中「~~化学工業用換気装置~~」を「~~化学工業用換気装置~~」に改める。

様式第二十号の四備考中表を次のように改める。

番号	機械等の種類	記載事項
1	(1)労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等（(2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建築物等を除く。）	①設置等の概要
2	(2)労働安全衛生	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
3	規則別表第7に掲げる機械等（同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。）	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
4	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
5	金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）	①種類、②能力、③乾燥物の種類
6	化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	①発生器の種類
7	乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
8	アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離
9	ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
10	機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。）	①軌道の長さ
11	運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）	—
12	軌道装置	—
13	型わく支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。） ①設置地、②架設通路の種類
14	架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	—
15	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
16	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
17	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
18	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
19	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
20	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
21	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
22	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
23	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
24	特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1、3-ブタジエン等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
25	特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
26	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設	ア 放射線装置 ①種類、②用途、③性能 イ 放射線装置室 ①アの①～③に掲げる事項、②遮へい物等、③警報装置 ウ 放射性物質取扱作業室 ①作業室の構造及び材料、②取り扱う放射性物質、③汚染検査場所の有無 エ 放射性物質に係る貯蔵施設 ①貯蔵施設の構造及び材料

25		事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(3) 特定機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
34		エレベーター	ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35		建設用リフト	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
36		ゴンドラ	ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
37	(4) その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
38		クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満）のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
40		エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

様式第二十一号の七（裏面）を次のように改める。

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）に掲げるコードを記入すること。
- 6 「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物を告示に示す含有量を超えて含有する製剤等の名称を記入すること。
- 7 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表 1 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 8 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、告示で定める期間における当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 9 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10 パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。
- 10 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 11 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表 2 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 12 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 13 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
  1. 局所排気装置の設置
  2. プッシュプル型換気装置の設置
  3. 全体換気装置の設置
  4. その他
- 14 「ばく露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
  1. 破砕しないペレット状の固体又は結晶化した顆粒状の固体
  2. 粉末
  3. 液体（練粉又は液状混合物を含む。）
  4. 気体
- 15 「ばく露作業報告対象物の温度」の欄は、取扱時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
  1. 摂氏 50 度未満
  2. 摂氏 50 度以上 100 度未満
  3. 摂氏 100 度以上
- 16 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの 1 月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
  1. 20 時間以下/月
  2. 21～50 時間/月
  3. 51～100 時間/月
  4. 101 時間以上/月
- 17 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
  1. 防じんマスク
  2. 防毒マスク
  3. 保護衣
  4. 保護眼鏡
  5. 保護手袋

6. 使用していない 7. その他)

18 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表 1 :

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆 <sup>せい</sup> を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離 <sup>はく</sup> 等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表 2 :

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥離 <sup>はく</sup> 又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め <sup>く</sup> の作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸 <sup>く</sup> の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しよく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破砕、粉砕又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌 <sup>かくはん</sup> 、混練又は加熱の作業
50	その他

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中 「第三十八

条の十の規定による記録の保存

を

第三十八条の十七第一項第三号の規定による記録の保存  
第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存

に

改める。

別表第二の表特定化学物質障害予防規則の項中 「第三十八条の十の規定による記録

第三十八条の十の規定による記録

を

第三十八  
第三十八

の十七第一項第三号の規定による記録  
の十八第一項第三号の規定による記録

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。ただし、第二条中様式第二十一号の七の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号31の2に掲げる物又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)別表第一第三十一号の二に掲げる物(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

(一・三―ブタジエン等に関する経過措置)

第三条 一・三―ブタジエン又は一・三―ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第三十

八条の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

(硫酸ジエチル等に関する経過措置)

第四条 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を触媒として取り扱う作業を行う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置)

第五条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十年六月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項若しくは十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、ホルムアルデヒド等に係るもの又は第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の二の項若しくは二十の三の項の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。